



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年12月28日火曜日 第2231号外2

◇ 目 次 ◇
人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規

則の一部を改正する規則..... 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1108

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 714）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、第4条第1項 _____ 及び第9条第2項並びに附則第4項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（一般の派遣職員の給与 _____）</p> <p>第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞とその他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、期末手当及び勤勉手当）の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日か</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、第4条第1項ただし書及び第9条第2項並びに附則第4項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（一般の派遣職員の給与の特例）</p> <p>第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項本文に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料及び地域手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第9条の3に規定する地域手当（以下「医師等の地域手当」という。）を除く。）の月額合計額（以下「職員としての給与の月額」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与の月額と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与の月額で</p>

ら所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第9条の3に規定する地域手当を除く。)及び期末手当)のそれぞれに100分の100以内の支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額(派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額)を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般の派遣職員が、職員給与条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第7条第1項の規定により標準号給数(職員給与条例第4条第6項又は教育職員の給与に関する条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

(2) 一般の派遣職員に、職員給与条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

4 第1項に規定する外務公務員給与法の規定により支給されることとなる住居手当の年額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

5 省略

6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、同日を派遣の日とみなして前各項の規定を適用して得た額とする。

7 省略

8 第1項又は第6項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当(医師等の地域手当を除く。)及び期末手当)のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を 職員としての給与の月額で除して得た割合	支給割合
100分の5以上 100分の10未満	100分の75
100分の10以上 100分の15未満	100分の80
100分の15以上 100分の20未満	100分の85
100分の20以上 100分の25未満	100分の90
100分の25以上 100分の30未満	100分の95
100分の30以上	100分の100

2 前項に規定する同法 _____ の規定により支給される _____ 住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

3 省略

4 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、同日を派遣の日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。

5 省略

附 則

(給与が減ぜられて支給される一般の派遣職員の給与の特例)

5 当分の間、派遣の日の前日において職員の給与に関する条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員であつた者(条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の

派遣の期間が更新された場合にあつては、当該更新の日の前日において職務に復帰したとしたならば職員の給与に関する条例附則第15項又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員であつた者) に対する第3条第1項(同条第4項の規定によりみなして適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第1項中「職員としての給与の月額と」とあるのは、「職員としての給与の月額から同日における職員の給与に関する条例附則第15項第1号及び第2号又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)附則第13項第1号に定める額を減じた額と」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。